(3)　(略)

(4)　(1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置

(略)

イ　業務委託におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者及び特定受託業務従事者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

(相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例)

①～③　(略)

ロ　(略)

６・７　(略)

附　則

この告示は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。

○農林水産省告示第二百四十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
一・二　（略）			
三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）			
(1)　登録の有効期間が六年であるもの			
（略）	（略）	（略）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

改正前			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
一・二　（略）			
三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）			
(1)　登録の有効期間が六年であるもの			
（略）	（略）	（略）	（略）
けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一　く溶性加里　一〇・〇 可溶性けい酸　二五・〇 く溶性苦土　三・〇 二　く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水		未反応の加里は、三・〇%以下であること。